

神戸運輸監理部入札監視委員会 令和5年度定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和5年12月12日（火） 神戸第2地方合同庁舎 6階会議室	
委員	委員長：安田 丑作（神戸大学名誉教授） 委員：藤野 亮司（弁護士） 委員：持田 俊介（弁護士）	
審査対象期間	令和4年10月1日～令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 2件	<b>報告・説明事項等</b>  ①入札・契約手続きの運用状況 ②指名停止等の運用状況 ③再度入札における一位不動状況 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤一者応札の発生状況 ⑥不調・不落の発生状況 ⑦高落札率の発生状況 ⑧再苦情申立書  ※上記③及び⑤から⑧については、該当がない旨を報告
工事		
一般競争	1件	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約	抽出対象案件なし	
建設コンサルタント業務		
一般競争	抽出対象案件なし	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約	抽出対象案件なし	
役務・物品		
一般競争	抽出対象案件なし	
指名競争	抽出対象案件なし	
随意契約 (企画競争)	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	別紙のとおり
	回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し その他 別紙「3. まとめ」のとおり	

意見・質問	回答
<p><b>1. 役務（企画競争）</b></p> <p><b>審議事案 1</b></p> <p><b>「アフターコロナにおける明石～岩屋航路の 交流人口の拡大と航路利便性向上による航路 確保・維持調査事業」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 者応札となっているが、報告・説明事項の「一者応札の発生状況」に記載がないのはなぜか。</li> <li>・ 昨年の委員会で指摘した事が反映され、調査内容の資料もあり、内容はよくわかった。加えて、上限額もわかりやすくすべき。</li> <li>・ 昨年度からの継続案件ということで、他者が参加できなかつた恐れはあるか。</li> <li>・ 昨年の調査結果を他者は確認できるか。</li> <li>・ 調査事業の期間の確保のために、契約時期をもっと早めるべきではないか。</li> <li>・ 民間の船会社のために国が費用を出して調査をする意味は何か。</li> <li>・ ワーク・ライフ・バランスについて、評価の対象としているが、認定等されていない事業者と契約している。取り組みを促すなどしているか。</li> </ul> <p><b>2. 工事（一般競争入札）</b></p> <p><b>審議事案 2</b></p> <p><b>「姫路自動車検査登録事務所空調機器改修 工事」</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一者応札の発生状況」については一般競争入札に付した案件について記載することとなっており、企画競争は記載しないことになっています。</li> <li>・ わかりました。</li> <li>・ 問い合わせがあった者に後日確認したところ、事業内容と会社が考えている予算とが見合わないとのことでした。</li> <li>・ 問い合わせがあった者には、報告書を手渡しているほか、当運輸監理部のホームページでも確認できるようにしています。</li> <li>・ 内部調整に時間がかかり、契約時期が例年よりも遅くなりました。善処したいと考えております。</li> <li>・ 民間企業の運航ではありますが、当航路は、通勤、通学、通院で利用され、生活の移動手段として欠かせない公共交通機関という位置づけです。このため、行政としては、公共交通の維持・確保を目的として、調査しています。</li> <li>・ 昨年度のご指摘も踏まえ、制度の趣旨について、説明をしています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予定価格を大きく下回っているが、積算方法は。</li><li>・ 低入札価格の基準について、2者が該当しているが、何%くらいになるか。</li><li>・ 審査手法は。</li><li>・ 物価高の影響で工事代金が高くなったということはないか。</li></ul> <p><b>3. まとめ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総論としては、適切に運営されていると思われる。審議事案1の調査業務について、審査の中にワーク・ライフ・バランスの項目があるが、なかなかそのことが実態としては反映されていないので、これらについての周知の在り方、工夫の余地があるのではないかという指摘をさせていただいた。また、調査事業実施後の成果について、内部評価を検討すべきという点も付け加えさせていただく。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設計事業者が作成した資料には各種見積書も含まれており、市場価格調査などを元にした適正な積算方法と史料しております。</li><li>・ 今案件では、92%くらいとなります。</li><li>・ 書面の他、直接、監理設計事業者とともにヒアリングを行いました。</li><li>・ 今期においては、現在のところ、変更契約が生じるような事例はございませんでした。</li><li>・ 御指摘いただいた内容を踏まえまして、引き続き適切な入札、また契約事務処理を行ってまいります。</li></ul>
--	---